

〔 道 路 一 時 使 用 条 件 〕

- 1 本一時使用に関し、道路若しくは第三者に損害を与え又は紛争が生じた時は、原状回復、損害賠償等により申請者の責任において解決すること。
- 2 道路管理者が、その管理上必要があると認めた時は、設置物件の移転、除去、一時使用の中止に応じること。
- 3 使用期間が満了した時、又は、必要が無くなった場合は、直ちに道路を現状に回復するとともに通行規制を解除すること。
- 4 本届出時に道路管理者から義務付けられた条件並びに、指導事項を遵守すること。
- 5 その他、不測の事態が発生した場合は、速やかに道路管理者への連絡、報告、並びに協議・相談等を行うこと。
- 6 通行規制に際して、地元自治会等に周知を徹底すること。

(その他)

- 1 宮津与謝消防組合火災予防条例第 45 条第 5 号「消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路の工事または占用」に該当する場合は、宮津与謝消防組合へ別途届出が必要となる。